

平成21年第2回岩舟町議会臨時会会議録目次

第1号(5月27日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
事務局職員出席者	2
開会及び開議の宣告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定について	3
報告第1号の上程、報告	3
町長提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
町長提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
閉会の宣告	13
署名議員	15

平成21年第2回岩舟町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年5月27日(水曜日)午前10時15分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 和解の決定に関する専決処分事項の報告について
専決第5号 和解の決定に関する専決処分書 (報告第1号)
- 日程第 4 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 岩舟町税条例等の一部を改正する条例の制定について
専決第3号 平成20年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
専決第4号 平成21年度岩舟町一般会計補正予算(第1号)
(町長提出議案第1号)
- 日程第 5 岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第2号)
- 日程第 6 岩舟町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(議員提出議案第1号)

出席議員(16名)

1番	小林	長君	2番	中田	堅一君
3番	富田	清君	5番	斉藤	録持君
6番	茂呂	幸司君	7番	広瀬	昌子君
8番	茂呂	健市君	9番	岡	良一君
10番	栃木	孝君	11番	戸谷	勝次君
12番	大島	弘久君	13番	渡辺	正治君
14番	渡辺	仁一君	16番	石川	守久君
17番	戸沢	稔君	18番	野尻	金正君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	針谷育造君	教育長	若林秀夫君
総務課長	新井博君	企画課長	熊倉正志君
会計管理者	石塚正之君	税務課長	島田共一君
保険児童課長	時田正二君		

事務局職員出席者

議会事務局長	松永栄一	議会事務局 議主 幹	海老沼文明
--------	------	---------------	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小林 長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第2回岩舟町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時15分）

◎諸般の報告

○議長（小林 長君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席を求めた者は、町長、教育長及び関係各課長、会計管理者であります。

書記は、松永事務局長と海老沼主幹であります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小林 長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、8番、茂呂健市君、9番、岡良一君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（小林 長君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（小林 長君） 日程第3、和解の決定に関する専決処分事項の報告について（報告第1号）を議題といたします。

報告を求めます。

町長。

[町長 針谷育造君 登壇]

○町長（針谷育造君） はい、議長、町長。

報告第1号 和解の決定に関する専決処分事項の報告についてを申し上げます。

報告第1号、本事案は、静和小学校体育館南玄関において、平成21年3月27日午後9時20分ごろ発生した事故に関する和解であります。

事故の概要は、静和小学校体育館夜間開放において、婦人バレーボールの練習が終わり、利用者が玄関の照明を消し外に出ようとしたところ、ガラス扉に衝突し、ガラスを破損したものであります。

本事故は、損害額が3万1,500円と決定され、相手方が修繕することで代金を相殺し、和解したものでございます。

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についてに該当しますので、専決処分をしたものであります。

よろしくご審議、お願いしたいと思います。

○議長（小林 長君） 報告が終わりました。

◎町長提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林 長君） 日程第4、専決処分の承認を求めることについて（町長提出議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 針谷育造君 登壇]

○町長（針谷育造君） はい、議長、町長。

議案第1号、提案理由を説明したいと思います。

まず、専決第2号 岩舟町税条例等の一部を改正する条例の制定について、専決第3号 平成20年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、専決第4号 平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第1号）、これらについて順次提案理由を説明したいと思います。

地方自治法第179条第1項及び第3項の規定に基づき3件の専決処分をしましたので、これから説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、専決第2号 岩舟町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたし

ます。

本条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日公布されたことに伴い、岩舟町税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分をいたしました。

改正の主なものは、個人町民税において、平成21年から平成25年までの住宅入居者に限り、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額9万7,500円を限度とし税額控除する「住宅借入金等特別控除制度」の新設、また5年を超える土地等の譲渡において、その譲渡益から1,000万円を控除する「長期譲渡所得に係る課税の特例」の創設、さらに、上場株式の配当所得等に係る課税の特例の2年延長などであります。

固定資産税においては、据置年度における下落修正・宅地等に係る負担調整措置の現行制度を継続するものであります。

次に、専決第3号 平成20年度岩舟町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正は、一般被保険者療養給付費の額が確定したことに伴い、平成20年度予算を補正する必要が生じましたが、緊急を要するため専決処分を行いました。

内容は、歳出の第2款保険給付費と第7款共同事業拠出金の予算を相互に組み替えるものであります。

第2款保険給付費の一般被保険者療養給付費は2,449万8,000円増額しました。

第7款共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金は549万8,000円、また保険財政共同安定化事業拠出金は1,900万円減額しました。

なお、歳入予算の補正はありません。

歳入歳出予算総額は、従来と変わらず19億1,212万4,000円であります。

次に、専決第4号 平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、急激な雇用情勢の悪化に対応するために国の緊急対策として実施されるふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の必要な経費について増額補正するものです。

補正総額は、歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、補正後の予算総額は54億2,100万円としました。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。

第3款民生費につきましては、332万円増額しました。放課後児童健全育成事業の対象を、

現在の小学3年生までを4年生までと拡充し、支援員を増員します。

第6款農林水産事業費に654万4,000円を増額しました。林道沿い側溝清掃作業など民間事業者に業務委託をすることで、就業機会の創出を図るものであります。

第10款教育費に707万8,000円を増額しました。学校図書支援員の配置や伝統文化体験授業講師の配置を可能とするものであります。

第14款予備費は5万8,000円を増額補正しました。

合わせて、歳出総額1,700万円の増額補正をし、雇用・就業機会創出のための事業として計上しました。

次に、歳入について説明します。

歳出補正に対する特定財源として、県支出金を1,694万2,000円増額いたしました。繰越金は5万8,000円を増額し、歳入歳出のバランスを図りました。

以上3件の専決処分について説明をいたしました。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小林 長君） これより質疑を許します。

7番、広瀬昌子君。

○7番（広瀬昌子君） はい、議長、7番。

今説明いただきまして、緊急雇用対策について各種事業の概要の今説明があったんですけども、その中で放課後児童健全育成事業が小学4年生まで拡充をされたということなんですけど、これが実施時期から、それと各学校で夏休みはやってくださっていたんですが、これが通年になるということなので、内容と時期をお願いしたいと思います。

これをやってしまうと、3年間この基金は続くわけですけども、永続的になる可能性があるのかということも大事なことなのでお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、この事業において、緊急雇用創出事業臨時特例基金の人件費の割合ということで、失業者の割合がおおむね4分の3以上というふうここに書かれているんですけども、これは失業者が4分の3以上ということで、何ををもって、失業という規定ですかね、そういうものというのはどこで認知されるんでしょうか。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） はい、議長。

担当課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（小林 長君） 保険児童課長。

○保険児童課長（時田正二君） はい、議長、保険児童課長。

放課後健全育成事業についてお答えをさせていただきます。

現在、通常時ですが、小学3年生まで実施をしております。これを4年生まで引き上げたいと考えております。

また、長期休業中、春休み、夏休み、冬休みにつきましては、小学校6年生まで、全学年を対象としたいと考えております。

それから、ご指摘のとおり、この事業につきましては3年間ということなのですが、持続性をもって、3年経過後もこの事業を継続したいと考えております。

○議長（小林 長君） 企画課長。

○企画課長（熊倉正志君） はい、議長、企画課長。

私のほうから、失業者の確認方法についてご説明いたします。

県のほうから、緊急雇用関係のふるさと雇用も同じなんですけれども、交付要領というのがございます。交付要領の中に、確認方法につきましては、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他、失業者であることを証明できるものの提示を求めるといふふうなことで書かれてございます。

ですから、この事業につきましては、保険児童課のほうで担当することになりますけれども、実際雇用するに当たりましては、今申し上げましたような確認方法をとって事業を遂行するというふうに考えてございます。

それから、事業の実施時期につきましては7月からというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（小林 長君） 14番、渡辺仁一君。

○14番（渡辺仁一君） 雇用創出関係の農林業費の中で、農業費ということで514万4,000円あります。これは中身について少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（小林 長君） 企画課長。

○企画課長（熊倉正志君） 議長、企画課長。

観光農園の栽培管理事業という内容になっております。

事業計画書のほうを見ますと、基本的にブドウ、それからブルーベリーを新たに今後実施していくというふうなことで、周辺の休耕畑を借り上げて、野菜やサツマイモ栽培、それからオーナー制度などを今後導入すると。そのためには、栽培、品質を専門に管理する人を新規に雇用しまして、当地区の観光の核となる魅力ある観光スポットにしたいというふう

な考えでございます。

そして、新規雇用者の内容についてですが、新規事業全般の指導管理というふうなことで1人を12カ月、そして作業員を2人というふうなことで、計3人の12カ月で514万3,200円というふうなことで考えております。

なお、実施時期につきましては、6月1日以降というふうな予定であります。

以上です。

○議長（小林 長君） 渡辺仁一君。

○14番（渡辺仁一君） 今、観光農園関係の514万円ということの説明があったわけですが、これは新規の、今までのハウスのブドウとイチゴとブルーベリーと、余っていた畑でサツマの掘り取りもやっていたね。それとは別に新規の事業を取り入れるということですね、1点はね。

借り上げて何かを今つくるという話でしたから、私ちょっと心配するのは、これは会社ですから、第三セクターの会社ですから、ご存じのとおり利益が上がらないで、今いろいろな手当てをしたところですよ。それで、一番のあれは、やはり今までやっていたことをちゃんとすることがまず第1点かなと思うんです、まずね。

そのほかに新規の雇用をして、土地の借り入れをして、新しい事業をふやすということになるわけですから、ちゃんとできないと、全体的なありきたりの形が起きてマイナスになってしまうは大変かなと思うんですよ。そんなようなことがちょっと懸念されるものですから、今までの事業がすべて順調で、なおかつプラスアルファならば十分結構な話なんですけれども、今までの事業の結果、ことしの結果はまだ出ていないですけれども、そんなところも遺漏のないようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林 長君） これにて質疑を打ち切り、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林 長君） 日程第5、岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 針谷育造君 登壇〕

○町長（針谷育造君） はい、議長。

議案第2号、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第2号 岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、本町の特別職及び職員等の給与改定に関連する議案であります。

国家公務員につきましては、異例ではありますが、去る5月1日に人事院臨時勧告が出されました。

ご承知のとおり、昨年の世界金融資本市場の危機を契機に、世界的な景気後退が続いています。

我が国においても、景気は下降局面にあり、雇用情勢も急速に悪化しつつあるとともに、民間企業の資金繰りも厳しい状況となっております。民間企業では、業績の低迷を受けて、毎月の給与・ボーナス等を抑制せざるを得ないところも出てきております。

このような情勢を受けて、人事院では4月7日から同月24日までの間、本年の夏季一時金の支給額等を把握するため、2,700社を抽出し、民間給与実態調査を行いました。

その結果、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定であり、決定済企業の従業員ベースで見ると、対前年増減率はマイナス13.2%でした。

これに基づき、国においては5月8日に給与関係閣僚会議を開催し、人事院勧告を尊重するとともに、国民の理解を得られるよう、勧告どおりの改定を行うことが決定されました。

また、栃木県人事委員会においても、本年5月15日付で国と同様の勧告を行っています。続きまして、臨時勧告の概要について申し上げます。

さきに申し上げた特別調査を受け、本年6月の期末・勤勉手当の一部を暫定的に凍結するものです。

具体的には、職員については、現行の支給月額2.15月を0.2月凍結し1.95月（期末手当：

1. 25月、勤勉手当：0.7月) とするものです。

また、町長等の特別職については、現行期末手当の支給月額1.6月を0.15月凍結し、1.45月とするものであります。

職員の給与条例及び町長等の条例改正においては、本文中の関係箇所を改正せず、附則において特例措置を示し、暫定的な措置とするものです。

なお、6月に支給すべき本来の支給月数との差の取り扱いについては、例年どおりの民間の支給状況を調査し、本年夏に必要な措置を国会及び内閣に勧告することとしております。

ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林 長君） これより質疑を許します。

3番、富田清君。

○3番（富田 清君） はい、3番。

今回の提案は、人事院勧告に準じ、岩舟町でもそれに基づいて提案されたのではないかと
思うわけであります。

私は、今回の提案は、言われておりますように特例、異例の中の提案である。本来、民間
企業、これは言うまでもなく全体に冷えています。大変な状況であります。そういう中にお
いても、民間を普通だったならば、1万数千社調査をして、そして8月に出すというのが、こ
れは普通のやり方の手順になっているわけですね。今回は4月までの調査の二千数百社、こ
の中でも、この一時金どうしようかというふうに考える企業は1割ちょっとだと、ほとんど
決まっていない状況であると、こういう実態であります。そして、業界によっても、業種に
よっても、これはさまざまであるようであります。こういった点から、正確な情報はまずつ
かんでいないな、こういう考えもするわけであります。

しかしながら、公務員に対するさまざまな批判、当然民間も全体に悪いです。これには当
然、それなりに決めなくてはなりません。

政府・与党においても、公務員の給与の見直し、この検討作業がやられており、人事院も
今回、それを先取りするかのように提案をされているわけであります。こうなりますと、本
当に労働権の剥奪的な要素も今回の措置はあるところが言えるわけであります。

私は、今の民間は、大変冷えている、事実だと思います。しかしながら、こういう暫定的
な特例的な措置でもって今回提案されてきた。これにおける、私は、町における、町内経済
における影響。この小さな町ですと、やはり役場の職員の給与がことしは何%下がったから、
上がったからというところも、かなり参考にされる団体や個人企業もございます。こういっ

たところにも相当影響を与えてくるのではないかなと思うわけであります。

それと同時に、本来、今の金融危機の中で経済を活性化させようということで、国もいろいろな税金を使って国民にばらまきをして、そしてそれを消費して経済を活気させよう、こういう政策を行っているわけですね。こういう点を考えますと、全くこのやり方は逆になってしまうわけですね。所得を減らす、そして消費が逆に冷え込むということにもなってしまいうわけであります。

こういった点を考えますと、今回の措置というものはいかがなものかなという私も疑問を感じながらも、しかし、やむを得ないのかなという感じ、複雑な状況に私は立っております。こういう実態はやむを得ないんじゃないかと思えますけれども、町長はどのように認識されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小林 長君） 町長。

○町長（針谷育造君） はい、議長、町長。

3番、富田議員のご質問にお答えしたいと思います。

我々公務員、特に地方公務員の場合には、地公法24条で給与の決定基準が決められておりまして、その中で一番、国、あるいは他の公共団体等との均衡性、こういうものが地公法24条で決められておりますので、それに特に国家公務員の給与、こういったものについては大きな影響を及ぼして、地方公務員の給与もその中で勧告や、あるいは人事委員会ですね、県等の委員会等でもそれらを調査しながら、それに従ってきたというのが、これまでの経過でございます。

先ほど言いましたように、本当に働く人たちのいわゆる個人消費、これが伸びることが、経済にとっても、6割が個人消費が占めているという統計等もありますと、そういう意味では、働く者や勤労者等への所得の分配等も考えなくてはいけないのかな、全体的な経済情勢を考えますと、そのようなことを考えることは可能でありますけれども、実際問題、今、民間の人たちが極めて苦しい状況や、あるいは不況の中で解雇や、あるいは非常に劣悪な労働条件、あるいは勤務時間を、あるいは勤務日を削減しながら、そのような実態にあることを考えますと、民間との準拠ということも大変重要なことになるものですから、今ここで私どもができることは、そのような痛みを少しでも私どもも感じ取る、そしてそのことを形で示すということも必要ではないのかな、そんなことで、私とすれば、大変残念なことではありますけれども、このようなことで特別職や職員等の給与の一時金の削減、凍結、こういうことに至った次第でございますので、その辺のところのご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小林 長君） これにて質疑を打ち切り、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林 長君） 日程第6、岩舟町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議員提出議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、2番、中田堅一君。

〔2番 中田堅一君 登壇〕

○2番（中田堅一君） はい、議長、2番。

岩舟町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本年5月1日、国家公務員に対して人事院が臨時の勧告を行いました。

これは、この間の低迷する経済情勢を受け、人事院が民間企業の夏季一時金の支給状況を把握するための特別調査を行った結果を反映させた内容となっております。

国においては、5月8日に給与関係閣僚会議を開催し、人事院勧告を尊重するとともに、国民の理解を得られるよう、勧告どおりの改定を行うことが決定されました。

また、栃木県人事委員会においても、5月15日付で国と同様の勧告を行っています。

人事院臨時勧告の概要は、本年6月に支給される期末手当の一部を暫定的に凍結するものであります。

具体的には、議会議員報酬条例第5条第2項に規定されている6月に支給される期末手当につき、現行の支給月数1.6月を0.15月凍結し1.45月とするものであります。

また、本条例の改正においては、本文中の関係箇所を改正せず、附則において特例措置を示し、暫定的な措置とするものであり、ここに「議会議員報酬条例の一部を改正する条例」

の制定について提案するものであります。

なお、6月に支給すべき本来の支給月数との差の取り扱いについては、例年どおり民間の支給状況を調査し、本年夏に必要な措置を国会及び内閣に勧告することとされております。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（小林 長君） これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林 長君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小林 長君） 以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

よって、平成21年第2回岩舟町議会臨時会を閉会いたします。

議員並びに説明者各位には、審議にご協力いただき感謝申し上げます。

大変ご苦勞さまでした。

(午前10時46分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長 小 林 長

署 名 議 員 茂 呂 健 市

署 名 議 員 岡 良 一